

○奈良県警察署協議会事務取扱要綱の制定について

(平成23年11月7日例規第33号)

このたび、別記のとおり奈良県警察署協議会事務取扱要綱を制定し、平成23年11月7日から実施するので、適正な運用に努められたい。

別記

奈良県警察署協議会事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察署協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の委嘱の手續、協議会の意見等の取扱いその他協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委員の委嘱

1 推薦

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、委員の任期の満了その他の理由により新たに奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において委員を委嘱する必要があると認めるときは、管轄区域内に住所、勤務地若しくは事業所を有する者又は管轄区域内の自治体、学校その他の業務上地域の安全に関する問題に日常的に関わりを有する機関、団体等（以下「機関等」という。）の関係者で、地域の安全に関する問題について意見、要望等（以下「意見等」という。）を述べるにふさわしいと認められるものうちから候補者を選考し、警察署協議会委員推薦書（別記様式第1）により、警務部県民サービス課長（以下「県民サービス課長」という。）を経て公安委員会に推薦するものとする。

(2) 候補者を推薦するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 住所、所属組織、年齢層、性別等が特定の地域若しくは分野に偏り、又は固定化することのないようにすること。

イ 必要に応じて、管轄区域内の自治体、学校その他の機関等から意見の聴取を行い、又は候補者の推薦を受けること。

2 委嘱状の交付等

(1) 署長は、委員の委嘱が決定されたときは、公安委員会から送付される委嘱状（別記様式第2）を当該委員に交付するものとする。

(2) 署長は、(1)により委嘱状を交付したときは、警察署協議会委員名簿（別記様式第3）を作成し、所属において一般の閲覧に供するとともに、その写しを県民サービス課長に送付するものとする。

第3 委員の解嘱

1 上申

署長は、委員が奈良県警察署協議会条例（平成13年3月奈良県条例第41号）第3条第4項に規定する解嘱の要件に該当すると認めるときは、速やかに警察署協議会委員解嘱上申書（別記様式第4）により、県民サービス課長を経て公安委員会に上申するものとする。

2 解嘱通知書の交付

署長は、委員の解嘱が決定されたときは、公安委員会から送付される解嘱通知書（別記様式第5）を当該委員に交付するものとする。

第4 委員の辞職

1 辞職願の取扱い

署長は、委員が辞職を申し出たときは、速やかにその旨を県民サービス課長に報告するとともに、当該委員に辞職願（別記様式第6）の提出を求め、これを警察署協議会委員辞職願進達書（別記様式第7）により県民サービス課長を経て公安委員会に送付するものとする。

2 辞職承認書の交付

署長は、委員の辞職が承認されたときは、公安委員会から送付される辞職承認書（別記様式第8）を当該委員に交付するものとする。

第5 委員に欠員が生じた場合の措置

1 委員の選考

署長は、委員に欠員が生じたときは、残任期間及び協議会の構成等を考慮して、幅広く適任者を選考するものとする。

2 準用

第2の規定は、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の委嘱について準用する。

第6 議事録の作成等

1 議事録の作成

署長は、協議会の会議が開催されたときは、速やかに議事録を作成し、県民サービス課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に送付するものとする。

2 議事概要の公表

署長は、議事録の概要（1の議事録から個人のプライバシーに関する事項及び協議会の議決により公表しないと決定した事項を除いたものをいう。）を作成し、所属及び奈良県警察ホームページにおいて一般の閲覧に供するものとする。

3 公安委員会への報告

県民サービス課長は、協議会の開催状況等を定期的に取りまとめ、公安委員会に報告するものとする。

第7 協議会の意見等の取扱い

1 取扱いの基本

- (1) 署長は、協議会から警察の事務処理に関する意見等を受理したときは、これを真摯に受け止め、警察署の業務運営に反映させるように努めるものとする。
- (2) 署長は、協議会から警察の事務処理に関する意見等を受理した場合において、当該意見等を警察署の業務運営に反映させることが困難であると認めるときは、(1)にかかわらず、その理由を説明し、委員の理解を求めるものとする。

2 他の所属に係る意見等の取扱い

- (1) 署長は、協議会から警察の事務処理に関する意見等を受理した場合において、その内容が警察本部の所属の事務に係るものであり、当該所属（以下「関係所属」という。）の長（以下「関係所属長」という。）に処理を依頼し、又は関係所属長と協議した上で自ら処理することが適当であると認めるときは、委員にその旨を説明した上、警察署協議会意見等受理報告書（別記様式第9。以下「意見等受理報告書」という。）により県民サービス課長を経て本部長に報告するものとする。
- (2) 県民サービス課長は、意見等受理報告書の送付を受けたときは、これを関係所属長に送付するものとする。この場合において、関係所属が複数あるときは、県民サービス課長が必要な調整を行うものとする。
- (3) 関係所属長は、(1)の意見等について必要な調査、検討等を行い、その結果及び講ずべき措置等を(2)により送付を受けた意見等受理報告書に記載して本部長の決裁を受け、県民サービス課長を経て(1)の署長に送付するものとする。
- (4) 署長は、関係所属長による調査、検討等の結果に沿った措置等（委員への説明を含む。）を講ずるとともに、その経過及び結果を(3)により送付を受けた意見等受理報告書に記載し、県民サービス課長を経て本部長に報告するものとする。
- (5) 県民サービス課長は、(4)による報告が終了したときは、意見等受理報告書を第6の1により送付を受けた議事録と一括して保管するとともに、その写しを(1)の署長に送付するものとする。
- (6) 署長は、(5)により送付を受けた意見等受理報告書の写しを第6の1により作成した議事録と一括して保管するとともに、必要に応じてその概要を第6の2に準じて公表するものとする。

3 情報の共有

- (1) 県民サービス課長は、協議会の意見等（(2)に係るものを除く。）で、他の警察本部の所属又は警察署で情報を共有する必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 関係所属長は、2の(3)による調査、検討等の結果及び講ずべき措置等で、他の警察本部の所属又は警察署で情報を共有する必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

4 協議会の議決を経ない意見等の取扱い

協議会の議決を経ない委員個人としての意見等については、奈良県警察苦情、相談等取扱要綱（平成13年5月奈良県警察本部訓令第9号）に定めるところにより取り扱うものとする。

別記様式第1（第2関係）

F.No.	—
保存期間	年 (. . . まで保存)

第 号
年 月 日

奈良県公安委員会 殿

警察署長

警察署協議会委員推薦書

氏 名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先	電話 () —	
性別	男 ・ 女	
職業 (役職等)		
勤務先 (所在地)	電話 () —	
推薦団体		
新任・再任の別	新 任 ・ 再 任	
主な経歴		
推薦理由		
参考事項		

委 嘱 状

様

あなたを奈良県 警察署

協議会委員に委嘱します

期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

奈良県公安委員会 印

別記様式第3（第2関係）

F.No.	—
保存期間	年 (. . . まで保存)

警察署協議会委員名簿

(警察署協議会)

	氏名	性別	職業	委嘱年月日	委嘱番号	備考
1				. .		
2				. .		
3				. .		
4				. .		
5				. .		
6				. .		
7				. .		
8				. .		
9				. .		
10				. .		
11				. .		
12				. .		
13				. .		
14				. .		
15				. .		
16				. .		
17				. .		
18				. .		
19				. .		
20				. .		

注 「備考」欄は、会長、副会長、再任等について記載すること。

別記様式第4（第3関係）

F.No.	—
保存期間	年 (. . . まで保存)

第 号
年 月 日

奈良県公安委員会 殿

警察署長

警察署協議会委員解嘱上申書

氏 名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先	電話 () —	
性別	男 ・ 女	
職業(役職等)		
勤務先(所在地)	電話 () —	
推薦団体		
委嘱年月日	年 月 日 新任・再任	
委嘱番号	第 号	
解嘱を必要と認める事由		
参考事項		

- 注1 「参考事項」欄には、委員が兼ねている団体の名称、役職等を記載すること。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

解 嘱 通 知 書

殿

奈良県警察署協議会条例第3条第4項の規定により

奈良県 警察署協議会委員を解嘱します

年 月 日

奈良県公安委員会

印

辞 職 願

奈良県公安委員会 殿

このたび、 により、奈良県 警察署

協議会委員を辞職したいので承認願います。

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

別記様式第7（第4関係）

F.No.	—
保存期間	年 (. . . まで保存)

第 号
年 月 日

奈良県公安委員会 殿

警察署長

警察署協議会委員辞職願進達書

氏 名	生年月日	年 月 日生 (歳)
連絡先	電話 () —	
性別	男 ・ 女	
職業(役職等)		
勤務先(所在地)	電話 () —	
推薦団体		
委嘱年月日	年 月 日 新任・再任	
委嘱番号	第 号	
辞職を願った理由		
辞職を相当と認める理由		
参考事項		

- 注1 「参考事項」欄には、委員が兼ねている団体の名称、役職等を記載すること。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

辞 職 承 認 書

殿

奈良県 警察署協議会委員の辞職を承認します

年 月 日

奈良県公安委員会

印

本部長	主管部長	参事官	主管課長	次席等	補佐	係長	主任	係

F.No.		—
保存期間		年 (. . . まで保存)

第 年 月 日
警察署長

奈良県警察本部長 殿

警察署協議会意見等受理報告書

件名	
協議会開催日時	年 月 日 午 前後 時 分 ~ 午 前後 時 分 までの間
種別	<input type="checkbox"/> 要望 <input type="checkbox"/> 意見 <input type="checkbox"/> その他
申出委員	氏名 (男 ・ 女) 年齢 職業
部門区分 (関係所属)	<input type="checkbox"/> 警 務 () <input type="checkbox"/> 生活安全 () <input type="checkbox"/> 刑 事 () <input type="checkbox"/> 交 通 () <input type="checkbox"/> 警 備 () <input type="checkbox"/> そ の 他 ()
(内容)	
県民サービス課 受理年月日	年 月 日
関係所属名 (受理年月日)	(年 月 日)
(記事)	

- 注1 署長は、太枠内を記載し、県民サービス課長に送付すること。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
 3 関係所属長は、調査、検討等の結果及び講ずべき措置等をその2に記載の上、上記の決裁欄により本部長等の決裁を受け、県民サービス課長に送付すること。

関係所属長による調査、検討等の結果（情報の共有等の措置を含む。）							
(概要)							
意見等に対して講ずべき措置等							
(内容)							
関係課による本部長報告年月日	年	月	日	県民サービス課受理年月日	年	月	日
警察署における措置等の経過及び結果							
警察署受理年月日	年	月	日	警察署措置等年月日	年	月	日
(内容)							
処 理 結 果 確 認 欄							
本部長	警務部長	参事官	県サービス課長	次席等	補佐	処理結果確認(終結)年月日	
						年 月 日	

- 注1 署長は、太枠内を記載し、県民サービス課長に送付すること。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
 3 県民サービス課長は、終結後、署長に写しを送付すること。